

(介護予防) 訪問看護 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会医療法人公徳会が設置する南陽訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

2 ステーションは、指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護にあたって、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

3 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

4 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの看護師等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

(1) 名 称： 南陽訪問看護ステーション

所在地： 山形県南陽市柵塚1180-2

(2) 名 称： 南陽訪問看護ステーションサテライト若宮

所在地： 山形県山形市吉原2丁目15番6号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。但し介護保険法と関連法に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができる。

(1) 管理者：看護師もしくは保健師 1人（常勤）

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5人以上（管理者含む）

訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。介護予防も含む。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：必要に応じて雇用し配置する。

訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

(1) 営業日：月曜日から金曜日 8:30～17:00

(2) : 土曜日 8:30～12:30

(3) 但し、日曜日、国民の祝日及び8月14日から8月16日、12月31日から1月3日を除く。

2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡対応体制を整備する。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。
但し医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察 (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持 (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 床ずれの予防・処置 (5) リハビリテーション (6) ターミナルケア (7) 精神科(認知症)の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導 (9) カテーテル等の管理 (10) その他医師の指示による医療処置

(緊急時における対応方法)

第10条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 ステーションは、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(衛生管理)

第12条 ステーションは、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 ステーションは、事業所において感染症が発生またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図ること。
 - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(業務継続計画の策定等)

第13条 ステーションは感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用料等)

第14条 ステーションは、基本利用料として介護保険法または健康保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

また、別途定める料金表に基づき利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

- (1) 介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割～3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、超えた分の全額を利用者の自己負担とする。
- (2) 医療保険の場合は、健康保険法等に基づく額を徴収する。

2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置
- (2) 営業日以外、営業時間外に訪問看護を行った場合(医療保険のみ)

(通常業務を実施する地域)

第15条 ステーションが通常業務を行う地域は、置賜全域、村山全域とする。但しこれ以外は相談に応じる。

(相談・苦情対応)

第16条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(事故処理)

第17条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに県、市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。

3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第18条 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

4 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は南陽訪問看護ステーションが定めるものとする。

附則

この規定は、平成 8 年 3 月 1 日から施行する。

制定 平成 8 年 3 月 1 日

改正 平成 22 年 9 月 1 日

改正 平成 29 年 1 月 1 日

改正 令和 3 年 3 月 6 日

改正 令和 3 年 7 月 1 日

改正 令和 5 年 1 月 20 日

改正 令和 6 年 4 月 1 日